

裁決書

平成２９年審査請求第１号について、次のとおり裁決する。

主文

本件審査請求を却下する。

事案の概要

- 1 平成２８年１１月７日、審査請求人は処分庁に対し、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業利用申込みを行った。
- 2 平成２９年１月２５日、処分庁は、和光市子ども・子育て支援会議支給認定審査部会（以下「支給認定審査部会」という。）において平成２９年４月入所児童の審査を行った。
- 3 平成２９年２月１０日、処分庁は、審査請求人に対し、特定教育・保育施設利用調整結果に関する処分（以下「本件処分」という。）をした。
- 4 平成２９年２月１３日、審査請求人は、処分庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。
- 5 平成２９年３月１日、処分庁は、支給認定審査部会において平成２９年４月入所児童の審査（二次審査）を行った。
- 6 平成２９年３月１０日、処分庁は、審査請求人に対し、５に基づき特定教育・保育施設利用調整結果に関する処分をし、審査請求人が希望する施設の利用が認められなかった旨を通知した。
- 7 平成２９年４月７日、処分庁は、支給認定審査部会において平成２９年５月入所児童の審査を行った。
- 8 平成２９年４月１７日、処分庁は、審査請求人に対し、７に基づき特定教育・保育施設利用調整結果に関する処分をし、平成２９年５月１日から審査請求人が希望する施設の利用が認められる旨を通知した。

理由

審査庁は、提出された審査請求の適法性について審査した結果、審査請求人は、処分庁が平成２９年２月１０日に行った本件処分の取消しを求める審査請求を提起したものであるが、処分庁が平成２９年４月１７日に審査請求人が希望する施設の利用を認める旨の新たな特定教育・保育施設利用調整結果に関する処分を行ったことにより、本件処分の効力は失われている。そのため、審査請求人は、現在では本件処分の取消しを求める法律上の利益を有していない。よって、本件審査請求は、不適法といえる。

以上のとおり、本件審査請求は、不適法であることから、行政不服審査法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成29年5月15日

審査庁 和光市長 松本 武洋

教示

この裁決の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、和光市を被告として（訴訟において和光市を代表する者は和光市長となります。）、提起することができます。ただし、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。